

「もみのき自治会」会則

平成 9年6月28日制定
平成11年4月 4日制定
平成12年4月 2日改訂
平成13年4月 1日改訂
平成15年4月 1日改訂
令和 3年4月 1日改訂

桂坂「もみのき」自治会

第Ⅰ章 総 則

〔名 称〕

第1条 本自治会の名称は、桂坂「もみのき」自治会（以下「本会」という）と称する。

〔事務所の所在地〕

第2条 本会の事務所は「もみのき」自治会館に置く。

〔目 的〕

第3条 本会は相互信頼と互助の精神をもって、会員間の協調と親睦を図り、地域社会の発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

〔事 業〕

第4条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 地域環境の整備及び福利厚生に関すること。
- (2) 青少年の育成及び体育、文化の振興に関すること。
- (3) 保健衛生等に関すること。
- (4) 防犯、防火防災、交通安全等に関すること。
- (5) 会員の弔辞に関すること。
- (6) 集会所の管理運営に関すること。
- (7) 市政及び社会福祉事業に関すること。
- (8) 桂坂学区自治連合会に加入し、共同して地域社会の発展に寄与すること。
- (9) その他、本会の目的達成に必要なこと。

第Ⅱ章 会員・組織

〔会員〕

第5条 会員は峰ヶ堂町2丁目に居住している者で、日本勤労者住宅協会及び京都労働者住宅生活共同組合の開発した別紙の区域に居住する者とする。

〔会員の資格〕

第6条 会員の資格は次のとおりとする。

- (1) 会員の資格は、第5条で定められた地区に入居したときに始まり、転居したときに失効する。加入単位は「1住戸・1会員」とする。
- (2) 「1住戸・1会員」は、その家族で構成される。

〔組 織〕

第7条 本会を次のように区分する。

- (1) 全体を6区に区分する。
- (2) 区及び班の範囲は別紙のとおりとする。

〔役 員〕

第8条 会員の中から次の役員を置く。

- | | |
|-------------|------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 2名 |
| (3) 会 計 | 1名 |
| (4) 総 務 | 若干名 |
| (5) 庶 務 | 若干名 |
| (6) 体 育 | 若干名 |
| (7) 子 供 会 | 若干名 |
| (8) 事 務 局 | 若干名 |
| (9) 会 計 監 査 | 1名 |
| (10) 区 長 | 各区1名 |
| (11) 班 長 | 各班1名 |

〔専門委員〕

第9条 本会の円滑な運営のために次の専門委員を置く。専門委員の長は担当役員とし各専門分野における日常業務について協議し実行する。

- (1) 体育委員 若干名
- (2) 子供会委員 若干名

〔役員等の任務〕

第10条 役員及び専門委員の任務は次のとおりとする。

- | | | |
|---------|---------|--|
| (1) 会 | 長 | 本会を代表し、会の業務を総括する。 |
| (2) 副 | 会 長 | 会長を補佐し、会長が不在の時は職務を代行する。 |
| (3) 会 | 計 | 本会の会計事務を担当する。 |
| (4) 総務 | (文化・広報) | 文化の振興並びに広報活動を担当する |
| (5) 庶 | 務 | 本会の庶務事項及び役員会等の会議の運営を担当する。 |
| | (交通・防犯, | 交通安全に関することを担当する。 |
| | 防火・防犯 | 町内の安全維持のための防犯防火を担当する。 |
| | 環境・保健) | 市からの保健衛生に関する通知事項を速やかに会員に連絡するとともに地区の美化や衛生管理を担当する。 |
| (6) 体育 | (体育委員) | 健康増進のために体育の振興を担当する。 |
| (7) 子供会 | (子供会委員) | 子供の健全な育成のための活動を担当する。 |
| (8) 事務局 | (集会所) | ・ 本会の事務運営を統括するとともに情報化の推進を図る。
・ 役員会等の会議議事録等及び会員名簿を作成管理する。
・ 自治会館の管理及び運用を担当する。 |
| (9) 会 | 計 監 査 | 本会の会計、財産目録を監査する。 |
| (10) 区 | 長 | 各区を代表し、役員会の決定事項等を速やかに各班長に伝達する。 |
| (11) 班 | 長 | 自班の現状を把握し、入退居者があれば速やかに事務局に届け出ると共に、自治会費の徴収・書類の配布・その他各戸宛の事務連絡を行う。 |

また、役員自治連合会等における兼職務の詳細は別紙のとおりとする。

〔役員等の選出方法〕

第 11 条 本会の役員・専門委員・会計監査及び班長は次の方法により選出する。

- 1 役員・専門委員の選出は立候補を原則として、総会の承認を得るものとする。
ただし、立候補がない場合は、次の方法により選出し総会の承認を得るものとする。
 - (1) 役員及び専門委員の選出については、60世帯を超える区から役員3名、専門委員2名、60世帯未満の区からは役員2名、専門委員1名を選出し、選出された者が互選により役職を決定する。
60世帯を超える区の会員の数が40世帯を下回る、また下回ることが十分見込まれる場合、60世帯未満の区に該当すると判断し選出数を変更できる。
ただし会員数に第12条の役員、専門委員、班長を免除された方を含めない。
 - (2) 区長は、各区の役員の中から互選により選出するものとする。
- 2 会計監査は、前年度の会計を充てるものとする。
- 3 班長は各班1名とし、輪番制とする。

〔役員、専門委員、班長の免除〕

第 12 条 会員の役員、専門委員、班長の選出の免除は次による。

- 1 会員が定年に達したときは、定年に達した日以降における最初の4月1日の年度以降の役員を選出を免除する。
ただし定年に達した会員が役員に立候補する場合、これを適用せず、役員を選出を行う。
定年の年齢
 - (1) 単身者の場合、75歳以上の方
 - (2) 同一世帯のご夫婦の場合、77歳以上の方
- 2 転勤等による6か月以内の転出を予定されている方
- 3 同居人の介護等の特別な理由により、役員、専門委員、班長を引き受けできない場合、所属する班、区の関係者により免除されることを了承された方

〔役員等の任期〕

第 13 条 本会の役員・専門委員・会計監査及び班長の任期は次による。

- (1) 本会の役員及び専門委員の任期は定期総会から次期定期総会までの1年とする。ただし、再任は妨げないが3年を限度とする。
- (2) 会計監査及び班長の任期は定期総会から次期定期総会までの1年とする。
- (3) 役員等に欠員が生じた場合は、必要に応じて補充するものとする。補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第Ⅲ章 会 議

〔総 会〕

第 14 条 総会は、最高の決議機関であって年 1 回定期的（4 月）に開催する。

〔総会の議長〕

第 15 条 総会の議長は出席者の中から選出する。

〔総会の成立と決議〕

第 16 条 総会は会員（各住戸の代表）の 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、決議は出席人数の過半数をもって決定する。但し、総会に出席できない者はその決議に従う旨の委任状を提出するものとし、委任状はこれをもって出席者と見なす。

なお、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

〔総会の決議事項〕

第 17 条 総会の決議事項は次のとおりとする。

- (1) 役員を選出。
- (2) 事業報告及び収支決算。
- (3) 事業計画及び収支予算。
- (4) 会則等の制定及び変更について、第 29 条 改正に従い実施。
- (5) その他、本自治会の運営に関する重要事項。

〔臨時総会〕

第 18 条 臨時総会は、会長が必要に応じて招集することができる。

〔合同会議〕

第 19 条 合同会議は総会に次ぐ決議機関であって、総会から次期総会に至る間において緊急を要する重要事項及び総会から付託された事項を総会に代わって審議決定する。なお、合同会議は役員及び班長で構成する。

また、合同会議は、役員または班長の 2 分の 1 以上の要請があったとき、もしくは役員会において決定することが適当でない重要事項が発生したとき、会長が招集する。

〔役員会〕

第20条 役員会は本会の執行機関であって、本会の目的に沿って日常業務を企画立案しこれを執行する。

また、役員会は会長が招集するが、班長は除くこととする。

〔相談役〕

第21条 会長、副会長を含む前役員の中から若干名の相談役を置き、必要に応じて役員会に出席し以後の自治会活動の円滑な推進に寄与することとする。

第IV章 会 計

〔会計の種類及び収支〕

第22条 本会の会計を一般会計と特別会計に分ける。

(1) 一般会計は、自治会費・臨時会費・寄付金収入をもってこれに充て、本会の事業達成のための予算によって運用する。

(2) 特別会計は、原則として毎年一定額を自治会収入から積み立てを行い、またその他収入をもってこれに充て、自治会館の補修、防災の器具・備品の購入のための費用、その他役員会で特別に必要と認められ総会にて決議された事項を予算によって運用する。

〔会 費〕

第23条 本会の会費は、1会員（1住戸）当たり月額550円とし、班長が4月に4月～9月分を、10月に10月～3月分を徴収し、会計に納入する。月の途中入居者について、初回分は入居翌月分から各々前項同様にまとめて納入する。会費を変更する場合、総会で決定するものとする。

臨時会費は役員会で必要と認めたとき、合同会議の決議により決定し、全会員の3分の2以上の同意にて徴収するものとする。

〔不返還の原則〕

第24条 会費、臨時会費等、既収の収納金は原則として返還しない。

〔弔事その他〕

第25条 弔事について次のとおり定める。

(1) 会員の死亡については、楯一對及び金1万円をお供えする。

(2) 家族に希望があれば、葬儀の手伝いをする。

〔会計年度〕

第26条 本会の会計年度は、毎月4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

〔会費の保管及び会計帳簿〕

第27条 徴収済の会費は、金融機関に預け入れるものとする。

本会の会計を明らかにするため、現金出納簿・会費徴収台帳等を備え、会計がこれを管理する。

〔会計監査〕

第28条 会計監査は、毎年1回会計年度終了後に行うものとし、監査事項は次のとおりとする。

- (1) 収支に関する決算書類。
- (2) 財産目録。
- (3) その他必要書類。

役員会は総会の議を経た決算報告書を全ての会員に公表しなければならない。

第V章 改 訂

〔自治会則の改訂〕

第29条 自治会則の改訂は、役員員の三分の二以上の賛成で役員会がこれを発議し、会員に提案しその承認を経なければならない。

この承認には、会員の過半数の賛成を必要とする。

第VI章 雑 則

〔役員等の引継〕

第30条 役員及び専門委員等の引継は書面をもって行うものとする。

〔防火防災〕

第31条 地域社会の防火防災のために消火器を設置する。

- (1) 設置個所は別紙のとおりとする。
- (2) 自治会館外の消火器は1年1回、状態を確認する。
破損があれば、必ず補充する。
- (3) 自治会館内の消防設備(消火器を含む)は、消防法に従い消防設備点検を行う。

〔交通安全〕

第 32 条 地域社会の交通安全のために飛び出し注意看板、横断歩道を設置する。

- (1) 設置個所は別紙のとおりとする。
- (2) 当地域の地域委員に小学生の通学路等を確認し飛び出し注意看板(こども)の設置個所、個数を決定する。決定は 2 月から 3 月に確認を行い、不足、破損があれば、必ず補充する。
- (3) 自治会製作の飛び出し注意看板は 1 年 1 回、看板の状態を確認する。破損等があれば、必ず修繕する。
- (4) 横断歩道は 1 年 1 回、表示の状態を確認する。
表示の状態に問題があれば、警察に報告し修繕を依頼する。
- (5) 道路面の十字、T 字は 1 年 1 回、表示の状態を確認する。
表示の状態に問題があれば、土木事務所に報告し修繕を依頼する。

〔会員の個人情報取扱〕

第 33 条 本会が自治会活動を推進するために必要とする会員の個人情報の取得、利用、提供及び管理について「もみのき自治会個人情報取扱に関する細則」を定め適正に運用する。

〔もみのき自治会館運用規則〕

第 34 条 もみのき自治会館運用規則は別に定める。

〔住環境の保全と整備〕

第 35 条 本会会員は各住宅において、常に住環境の保全と整備に努めなければならない。

- (1) 本会の役員は「京都市建築協定書」規約に基づき、建築協定会員の有資格者については、その任期中「建築協定運営委員」に就任し、「建築協定委員会」を構成する。
- (2) 本会は「建築協定運営委員会」と連携運営するものとする。
- (3) 本会の会長は会員の中より「建築協定運営委員長」を推薦することが出来る。
- (4) 本会の総会時に「建築協定運営委員会総会」を同時開催するものとする。

〔桂坂学区自治連合会等への派遣役員〕

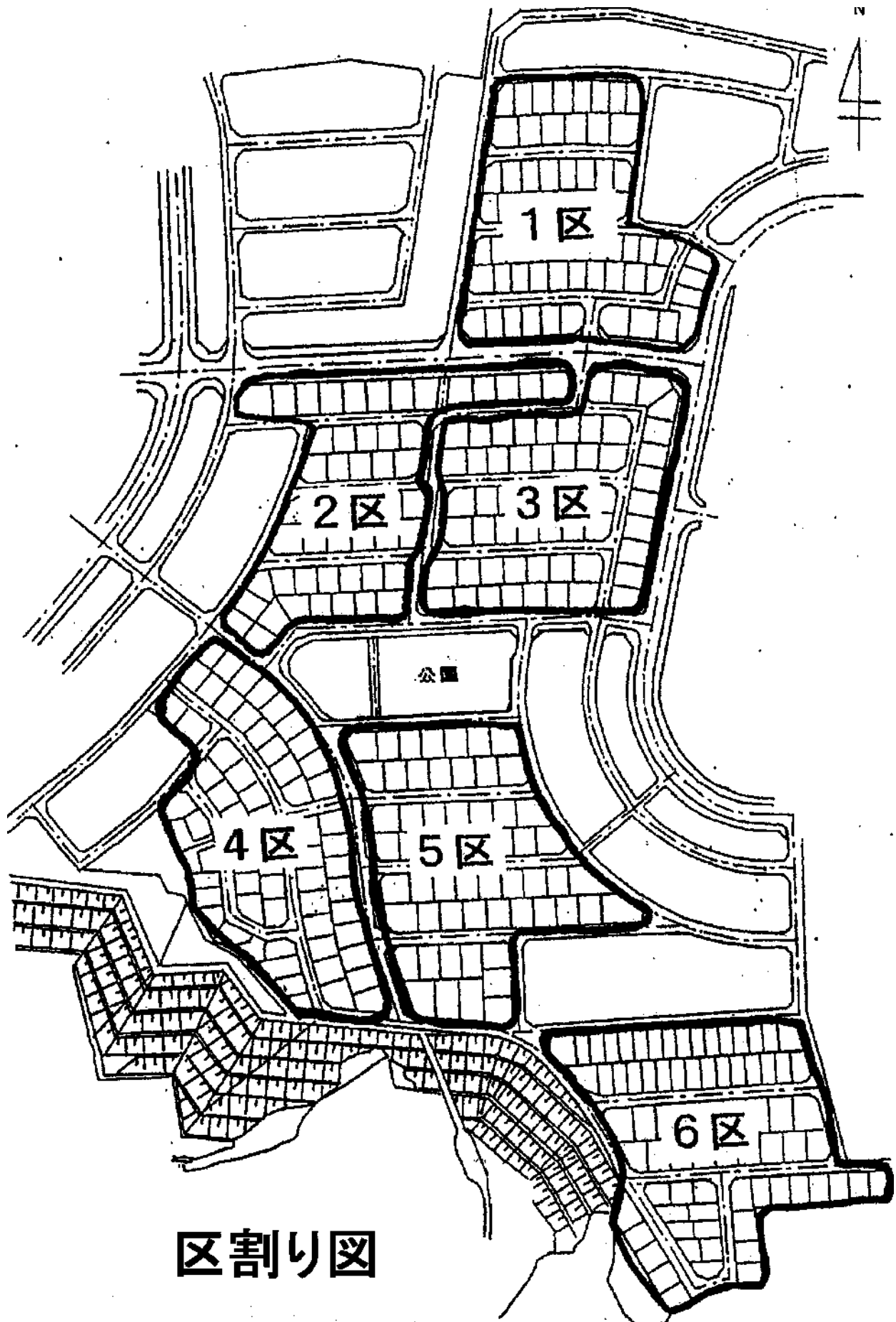
第36条 桂坂学区自治連合会および関係団体から本会に役員の派遣を要請された場合以下に従う。

- (1) 桂坂学区自治連合会および関係団体に本会から派遣する役員について、自薦、他薦を問わない。また派遣団体先と派遣役員の業務内容が既に調整、派遣役員の方が了承されている場合、本会は追認する。
- (2) 派遣役員の任期は1年とするが、留任は妨げない。なお、派遣役員の「継続任期」については、派遣団体先の状況を勘案して、自治会長と調整の上、決定するものとする。
なお、派遣団体先、派遣役員で協議し、既に了承されている場合、本会は追認する。
- (3) 派遣役員は、本会から派遣されていることをよく認識して、活動するものとする。
- (4) 派遣役員は、派遣先の諸問題が発生した場合、本会自治会長に報告し、自治会長は必要と認められたときは役員会で協議し、派遣役員を支援する。

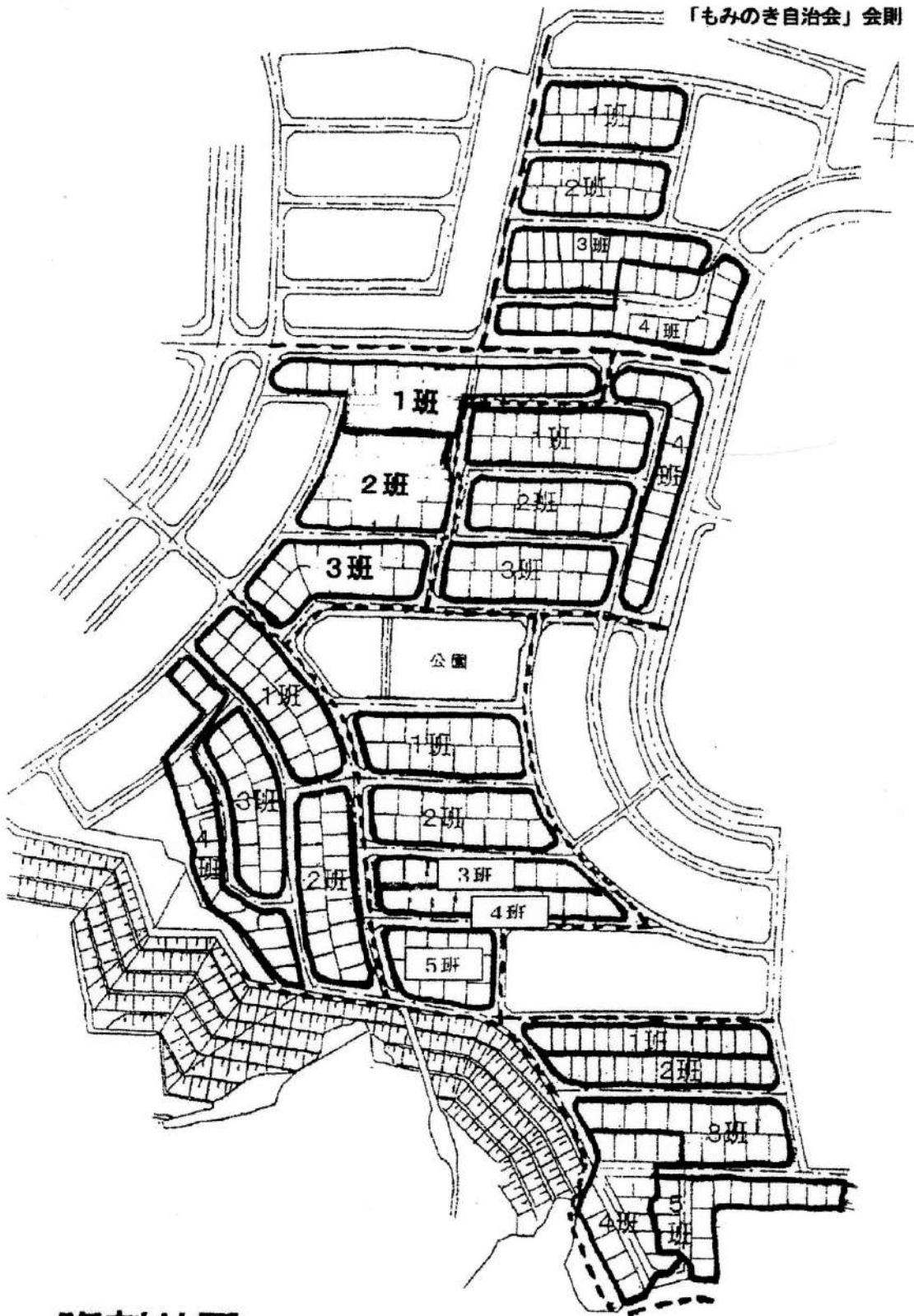
第VII章 附 則

〔効 力〕

- 第35条
1. 本会則は平成9年6月28日より施行する。
 2. 一部会則を改定し、平成11年4月4日より実施する。
 3. 一部会則を改定し、平成12年4月2日より実施する。
 4. 一部会則を改定し、平成13年4月1日より実施する。
 5. 一部会則を改定し、平成15年4月1日より実施する。
 6. 一部会則を改定し、令和3年4月1日より実施する。



区割り図



班割り図

平成27年4月1日現在

平成27年度総会議案書差替図



班割り図

令和2年4月1日現在



●:消火器:31 力所
1 区:4 力所、2 区:5 力所、3 区:4 力所、4 区:5 力所、
5 区:5 力所、自治会館内 3 力所、6 区:5 力所

消火器設置図
2021 年 4 月 1 日

もみのき自治会会則 別紙 飛び出し注意看板設置図



★:飛び出し注意看板(こども標示:購入品) : 18 力所

◆:飛び出し注意看板(自治会製作) : 2 力所

2021年4月1日

もみのき自治会会則 別紙 横断歩道、十字、T字設置図



- └: T字 7カ所
 - ✕: 十字 3カ所
 - : 横断歩道: 2カ所
- 2021年4月1日

役職及び兼務職種

役職	兼務職種
会 長	連合会役員 市政協力委員 自主防災部長 赤十字奉仕団班長 共同募金委員 保健協議会委員・献血会 教育後援会理事 連絡協議会委員 公園愛護協会会長
副会長	連合会委員 防災副部長
〃	社会福祉協力委員 防災副部長
会計	赤十字奉仕団担当 共同募金担当
総務	広報担当
庶務	交通安全・防犯推進担当
〃	保健・献血担当 環境美化担当 河川美化担当
体育	体育委員
子供会	少年補導委員
事務局（集会所）	防火担当